

市第 120 号議案

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成 6 年 9 月横浜市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「いい、小児を次のように分ける」を「いう」に改め、同項各号を削り、同条第 5 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項第 1 号中「。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 この条例において「児童」とは、小児のうち 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者以外のものをいう。

第 3 条第 1 項中「前条第 3 項第 1 号」を「前条第 4 項第 1 号」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(医療費の助成)

第 4 条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、自己負担額について、他の法令等の規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる限度において、この条例による助成は行わない。

第 5 条中「対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。）又は対象幼児等」を「対象小児（児童を除く。次条第 1 項及び第 7 条において同じ。）」に改める。

第 6 条第 1 項中「対象乳児又は対象幼児等」を「対象小児」に改め、同条第 2 項中「対象児童に係る」を「対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）に係る」に改める。

第 7 条中「対象乳児又は対象幼児等」を「対象小児」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく医療証の交付の申請の手續その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に対象小児が受けた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に対象小児が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

小児の医療費助成に係る所得制限及び一部負担金制度を廃止する等のため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市小児の医療費助成に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18 歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18 歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいう、小児を次のように分ける。

(1) 乳児 1 歳に達する日の属する月の末日までの間にある者

(2) 幼児等 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のうち乳児以外の者

(3) 児童 小児のうち乳児及び幼児等以外の者

2 この条例において「児童」とは、小児のうち 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者以外のものをいう。

$\frac{3}{2}$  この条例において「保護者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母  
。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子であ

る小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(第 2 号省略)

$\frac{4}{3}$  (本文省略)

$\frac{5}{4}$  (本文省略)

$\frac{6}{5}$  第 3 項にいう「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象小児)

第 3 条 この条例による助成の対象となる小児（以下「対象小児」という。）は、横浜市内に住所を有する者であつて、前条第 4 項前条第 3 項第 1 号に掲げる法律に定める被保険者又は同項第 2 号から第 6 号までに掲げる法律に定める被扶養者であるものとする。

(第 2 項省略)

(医療費の助成)  
(医療費の助成)

第 4 条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。  
横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額（対象小児（その保護者が次項に定める所得のあった年の翌年の 1 月 1 日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含

む。) が課されていない場合を除く。) が医療を受ける場合 (入院の場合を除く。) であって、次のいずれかに該当するときは、医療取扱機関 (薬局を除く。) ごとに医療を受ける場合 1 回につき 500 円 (当該自己負担額が 500 円未満である場合にあっては、当該自己負担額に相当する額) を控除した額。以下同じ。) を助成する。

(1) 対象小児が 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 3 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときであって、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日が 1 月から 7 月までの間にあるときはその日の属する年の前々年の、8 月から 12 月までの間にあるときはその日の属する年の前年の当該対象小児の保護者の所得が、次項に規定する規則で定める額以上であるとき。

ア 対象小児が 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 2 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 1 歳に達する日の翌日

イ 対象小児が 2 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 3 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 2 歳に達する日の翌日

(2) 対象小児が 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後にあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、自己負担額について、他の法令等の規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受ける対象幼児等」という。) であって 3 歳に達する日の属する月の翌月ことができる限度において、この条例による助成は行わない。の初日以後にあるもの及び対象小児のうちの児童 (以下「対象児童」という。) の保護者に対する助成は、医療取扱機関において

医療を受けた日が 1 月から 7 月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8 月から 12 月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の当該保護者の所得が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない 18 歳に満たない者で当該保護者が当該所得のあった年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、自己負担額について、保険各法の規定により定められた組合等の規約等に基づき家族療養附加金その他これに類する給付を受けることができる場合その他法令等の規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる限度において、この条例による助成は行わない。  
（医療証の交付）

第 5 条 この条例による助成を受けようとする 対象小児（児童を除く。次条第 1 項及び第 7 条において同じ。） 対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。） 又は 対象幼児等 の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の方法）

第 6 条 対象小児 対象乳児又は対象幼児等 に係るこの条例による助成は、当該 対象小児 対象乳児又は対象幼児等 が医療取扱機関に医療証を提示して医療を受けた場合に、自己負担額に相当する額を横浜市が当該医療取扱機関に支払うことにより行う。ただし、対象小児 対象乳児又は対象幼児等 の保護者が自己負担額を当該医療取扱機関に支払った場合で、市長が特に理由があると認めるときは、その申請に基づき、自

己負担額に相当する額を当該保護者に支払うことにより行う。

2 対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）に係るこ  
対象児童に係る

の条例による助成は、当該対象児童が医療取扱機関において医療を受けた場合に、当該保護者の申請に基づき、自己負担額に相当する額を当該保護者に支払うことにより行う。

（届出義務）

第 7 条 対象小児  
対象乳児又は対象幼児等の保護者は、第 5 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。